

吉成小学校いじめ防止基本方針

2017年4月

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立吉成小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立吉成小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

○ いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

○ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住人、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（2）いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために「いじめは絶対に許さない、心やさしい吉成小学校を目指して」など、学校としてのスローガンを設け、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめを許さない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に、「道徳」、「総合的な学習の時間」や「自分づくり教育の学習」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

学校だよりやいじめ防止の研修等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当該者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。さらには、日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、そこに積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」を年1回(11月)実施する、全児童アンケート調査(5月・9月・2月)や全学年での面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見、早期対応にあたることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。教員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告しないことは、同法違反となり得ることも理解しなければならない。

③ いじめへの対処

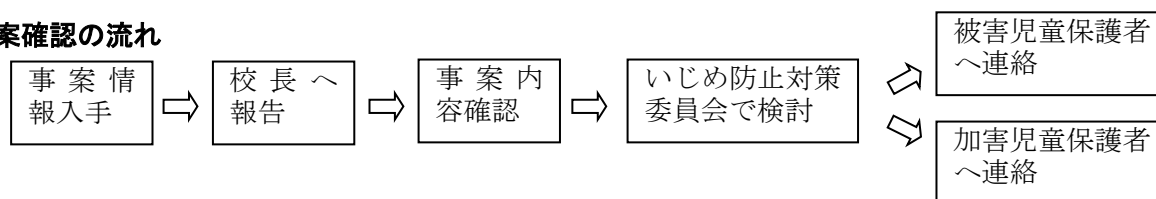
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導主任、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校として生徒指導部会やいじめ防止対策委員会等を開き、迅速かつ適切な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明の上、適切な連携を図ることが必要不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いている、解決はしたが、児童の心のケアが必要なケースもあると考えられる。いじめが「解消している」状態の要件を、いじめがやんでから少なくとも3か月が経過し、被害児童生徒が心身の苦

痛を感じていない、ということを満たされなければならないことから、随時、生徒指導部会や教育相談等を設け、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引き継ぎも適切に行っていくことが大切である。

事案確認の流れ



- いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。
- いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取り組みが必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本校の故郷復興プロジェクトによる取組、学校支援地域本部との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

⑤ 関連機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。特に本校においては、吉成中学校区学校支援地域本部や吉成中学校区地域ぐるみ青少年指導推進協議会などを中心に、吉成交番、吉成児童館や、吉成市民センター等との協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

3 いじめ防止等のための対策の内容

(1) いじめ防止等のための対策の組織

①吉成小学校いじめ防止対策委員会（いじめ防止等のための対策の組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「吉成小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）によるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることが出来る。

本校対策委員会の所掌事項は次の通りとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめ防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施または承認、実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導法の方針決定など）
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

②吉成小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「吉成小学校いじめ防止対策委員会」を主体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の役員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「吉成小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

（2）いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、毎年5月・11月の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について、児童会による活動を促し支援する。
- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「総合的な学習の時間」「自分づくり教育の学習」等を活用して、年間の指導計画に位置づけて学校全体で取り組む。
- いのちの尊さ、いじめの理解を促すため、いじめ防止標語コンクールを行う。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況について、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。なお、実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画のうえ、年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。

児童からの相談=担任、養護教諭，スクールカウンセラー，さわやか相談員

保護者，地域住民からの相談=教頭，いじめ対策担当教諭，教育相談担当教諭

生徒指導担当教諭，担任

- 11月のいじめ実態把握調査の他、全児童対象のアンケート調査を毎年5月・9月・2月に実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏季休業、冬季休業期間中に児童及び保護者との面談を実施する。
- いじめの状況を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。具体的には、学校対策委員会が作成した「吉成小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全職員が把握する。

③ いじめへの対処

- いじめの早期発見があった場合には、いじめを受けた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事実を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に対応する。さらに家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携をとる。

被害児童への対応

- ・被害児童の不安をできる限り除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者などの外部専門機関の協力を得ながら支援する。
- ・被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導し、被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪、和解の会を開くなどして、関係改善を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら折りに触れ状況を保護者等に伝えるとともに、必要な支援を行う。

加害児童への対処

- ・いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員など外部専門機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ・迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求め継続的な助言を行う。
- ・加害児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に配慮し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮を行う。

- 事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対応する対処にあたっては、組織的に対応し、仙台市が作成した「いじめゼロマニュアル」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、いじめ対策委員会を中心に、適切に処理する。
- いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

- PTA との共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。具体的には、毎年度、PTA との協議により、実施要項を定め、計画的に実施する。
- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者、地域の方々へ周知する。
- 本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、児童（生徒）による地域へのボランティア活動、児童（生徒）と地域の方々とは交流する内容を取り入れて実施する。具体的には、毎年度の故郷復興プロジェクトや小中連携で行っている落ち葉拾いなどを企画・実施する。

⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るために、地域における青少年健全育成事業などを、吉成学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ、地域団体、

地域との連携機関との協同により取り組む。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめ重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産において重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合が考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

[調査組織]

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA 役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性、中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものと

する。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経緯を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童（生徒）やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報の提供あたっては、他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4 その他の重要事項

本基本方針は、常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA 役員からの意見をいただき、必要に応じて今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。